管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。	保育所型認定こども園のみ期限（5年を超えない範囲内）を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。	・ H25.4.1現在兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3/4の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。 ・ 平成27年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。	C	Ⅰ	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。	将来的な保育需要に対応するために有期認定が必要とのことであるが、例えば特区の指定範囲内において、一定期間の待機児童数等を指標とし、大幅な保育需要の増加が見込まれることがなさそうだと判断された場合、自治体が貴省庁に同意を得ることで有期認定期間を延長するなど、実情に応じた柔軟な対応をしていただくことは不可能か。そのような可能性を含め御回答願いた	・H25.4現在、兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3／4の市町には待機児童がない。また、今後ますますの少子化により保育需要の減少が見込まれていることから、当該規定を兵庫県下一律に設定する必要性は乏しい。 ・以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を設定できるよう求めるものである。	C	Ⅰ	保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。 なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特段求められていない。	右提案者からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。 ・来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定することとされている。 以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。	C	Ⅰ	子ども・子育て支援新制度における「幼保連携型認定こども園」については、満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものであって、学校及び児童福祉施設として新たに法的に位置付けられた単一の施設であり、認定の有効期間については特段設けられておらず、これはこれまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。 一方、保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができる施設である。 保育所型認定こども園は、保育所を前提として保育に欠けない子どもも受け入れるものであり、将来的に地域における保育需要が増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。		1018050	兵庫県	兵庫県	内閣府 厚生労働省 文部科学省
080020	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文部科学省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	●具体的事業の実施内容 四国（愛媛県今治新都市）に新しい大学獣医学部を設置し、四国地域の獣医療技術レベルの向上はもとより、グローバル時代に対応した国際的な信頼を得られる獣医師養成を目指すと共に、「地域の二次診療・高度獣医療の拠点」、「現役獣医師の卒後教育の拠点」、「感染症事象発生時における地域の危機管理の支援拠点」の3大機能を有する体制を構築する。 ●提案理由 ◎動物診療に対する社会的ニーズも高度化・専門化が進んでいる中、TPP時代における日本の食の安全確保を考えたとき、獣医療レベルの向上が喫緊の課題である。 そのため、国際水準の教育体制を目指す新しい大学は、現役獣医師の知識や技術の高度化に通じた卒後教育を行う拠点となり得ると共に、最先端の動物二次診療・高度獣医療の拠点となる。 ◎国際獣疫事務局（OIE）は、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の感染症事案発生時における対策の初動として、ゾーンでの防御態勢構築を求めているが、四国ゾーンには危機管理の支援機能を有する拠点がなく、地域の特性に応じて対処できない大きなリスクを抱えている。 新しい大学は、県境や自治体の垣根を越えた広域的な危機管理の支援拠点となる。 ◎持続的経済成長戦略のキーとなる規制緩和と新規経済成長産業の開発・育成を考えると、IPS細胞に代表されるライフサイエンス分野を支える獣医師の育成が不可欠である。 新しい大学は、疾病の防止・公衆衛生の進展など人間の健康の確保に寄与する獣医学の知見の有用性を背景に、ライフサイエンス分野で活躍できる人材や優秀な研究者及び教育者を養成する拠点になる。	F	Ⅲ	平成24年3月、文部科学省において「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置。その後、同協力者会議が今後の獣医師養成の在り方について、入学定員の在り方を含めた検討を行い、平成25年3月末に「これまでの議論の整理～教育改革の進捗状況と獣医師養成の在り方について～」を取りまとめたところ。 本報告書では、入学定員も含む今後の獣医師養成の在り方について、獣医師養成についての議論は特区制度にはなじまないため、全国的見地から行うのが前提であるということ、また、獣医系大学全体の定員等については、獣医学関係者をはじめとして、隣接分野や関連分野の専門家等を含め、さらに広く意見を得ていく必要があるということ等が提言された。 本提言を踏まえつつ、平成26年4月の研究協力者会議においても、入学定員の在り方を含む「議論のまとめ」（素案）について議論を行ったところであり、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答してください。また、今後の検討スケジュール等について具体的に示してください。	入学定員を含む今後の獣医師養成の在り方については、地域偏在の解消と社会的ニーズを踏まえた国際水準を満たす獣医師養成教育体制の確立が必要であると考える。そのためには、従来型の教育体制からの脱却が重要であると考える。 これを早急に解決するためには、国際水準の教育体制を目指す新たな獣医系大学の設置を認める特別措置を講じるべきと考えるが、文部科学省の見解をお伺いしたい。 なお、文部科学省より「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされたが、研究協力者会議の「議論のまとめ」の公表時期や、今後の検討の具体的なスケジュールについてご教示いただきたい。	F	Ⅲ	入学定員を含む獣医師養成の在り方については、文部科学省に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、検討を行ってきたところである。 研究協力者会議における「議論のまとめ」が6月に取りまとまったところであり、「議論のまとめ」を踏まえ、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。 なお、平成26年5月の「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（構造改革特別区域推進本部決定）において、「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされたところ。	右提案者からの意見を踏まえ、今後の検討スケジュール等について具体的に示してください。	本年6月に取りまとめられた研究協力者会議における「議論のまとめ」を踏まえ、「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされたが、今後の具体的な検討手順及びスケジュールについて、ご教示願いたい。	F	Ⅲ	「各府省庁からの再検討要請に対する回答」で回答したとおり、入学定員を含む獣医師養成の在り方については、5月の「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」（構造改革特別区域推進本部決定）において、「平成26年度内に速やかに検討を行う」とされるとともに、研究協力者会議における「議論のまとめ」が6月に取りまとまったところ。 今後、「議論のまとめ」を踏まえ、引き続き、獣医師養成を目的とした従来型の獣医学教育にとどまらず、社会的ニーズを踏まえ新たに対応すべき分野を含め、平成26年度内に速やかに検討を行う。		1024010	愛媛県 今治市	愛媛県	文部科学省